

## 船舶事故調査報告書

平成25年10月10日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 横山 鐵男（部会長）  
 委員 庄司 邦昭  
 委員 根本 美奈

事故種類	同乗者負傷
発生日時	平成24年8月16日（木） 14時30分ごろ
発生場所	山口県萩市玉江漁港沖 萩市所在の玉江港灯台から真方位323°410m付近 （概位 北緯34°25.1′ 東経131°22.2′）
事故調査の経過	平成24年11月5日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	水上オートバイ <sup>ツ</sup> <sup>ク</sup> <sup>モ</sup> TSUKUMO、5トン未満 291-39512山口、個人所有 2.70m (Lr) × 1.08m × 0.49m、FRP ガソリン機関、106.65kW、平成12年6月
乗組員等に関する情報	船長 男性 37歳 特殊小型船舶操縦士 免許登録日 平成20年9月30日 免許証交付日 平成20年9月30日 （平成25年9月29日まで有効） 同乗者 女性 23歳
死傷者等	重傷 1人（同乗者）
損傷	なし
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者1人を背後に乗せ、船長が、水上オートバイは海面を跳ねて進むことがあるので、しっかりとつかまっておくように同乗者へ注意し、同乗者が船長の腰に両手を回してつかまり、それと同時に知人が乗り組む水上オートバイ2隻（以下「僚船」という。）と共に萩市西ノ浜から玉江漁港の北方に向け、遊走を開始した。</p> <p>船長は、同乗者に対し、水上オートバイの免許取得を勧めるなどの話をしながら、約2分間ほぼ直線で遊走したのち、西ノ浜に戻ろうとして反転を行い、増速して速力を50km/h弱としたところ、僚船の遊走で生じた波によって本船が右舷側に大きく傾斜し、平成24年8月16日14時30分ごろ船長及び同乗者が本船の右後方に落水した。</p> <p>船長は、停止していた本船の機関を始動し、海面に浮いていた同乗</p>

	<p>者を乗せて西ノ浜に戻ったが、同乗者が腰部の痛みを訴えるので、自己所有の自動車付近の病院へ送ったところ、第二腰椎の圧迫骨折であり、受傷後約3か月コルセット装着の必要がある旨の診断が行われた。</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 北北西、風速 約2m/s、視界 良好 海象：海上 平穏</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長は、友人ら8人（大人6人及び子供2人）が水上オートバイ2隻で午前中から西ノ浜で遊んでいたため、近くのマリナーから本船を回航し、12時過ぎに3人（大人2人及び子供1人）で合流した。</p> <p>船長は、免許を取得して以来、毎年、夏季に8回程度、水上オートバイの操縦を行っていた。</p> <p>船長と同乗者は、本事故当日が初対面であった。</p> <p>同乗者は、水上オートバイに乗るのは本事故当日が初めてであり、午前中に1回同乗し、本事故時は2回目の同乗であった。</p> <p>本船は、ウォータージェット推進装置を装備した最大搭載人員3人の水上オートバイであった。</p> <p>船長及び同乗者は、救命胴衣を着用していた。</p>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり なし なし</p> <p>本船は、玉江漁港沖を速力約50km/hで遊走中、僚船の航走波を受けて右舷側に傾斜したことから、同乗者が落水して負傷したものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、本船が、玉江漁港沖を速力約50km/hで遊走中、僚船の航走波を受けて右舷側に傾斜したため、同乗者が落水したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p><b>参考</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・他船の航走波の影響を受けないよう、船間距離を保つこと。</li> <li>・水上オートバイに同乗者を乗せる場合には、同乗者の水上オートバイへの同乗経験を考慮し、安全に配慮した速力で遊走すること。</li> </ul>